

尼崎市・尼崎商工会議所・尼崎信用金庫による 「尼崎市における創業支援に関する連携協定」

尼崎市（以下「甲」という。）・尼崎商工会議所（以下「乙」という。）・尼崎信用金庫（以下「丙」という。）は、次のとおり連携協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲・乙・丙が創業支援の分野において、相互の人的・知的資源の活用と交流を図ることによって、市内において創業を希望する者の創業活動を支援する効果的な事業の実施、情報の提供、創業後の支援などに努め、もって、本市地域経済の発展に資することを目的とする。

（連携する事項）

第2条 甲・乙・丙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項に関し連携を行うものとする。

- （1） 創業計画策定等の創業活動の支援に関する事項
- （2） 創業支援に関連する情報の提供に関する事項
- （3） 創業後の販路拡大等の各種支援の実施に関する事項
- （4） その他、前条の目的を達成するために必要な事項

（団体等との協力）

第3条 甲・乙・丙は、前条に掲げる連携して取り組む事業（以下「連携事業」という。）を円滑に推進するため、別途定める創業支援サポート体制に基づき、市内に所在する産業支援団体及び市内内外の関係機関と協力し、一体となって連携事業を行うものとする。

（連絡）

第4条 甲・乙・丙は、連携事業を推進するため、定期的に情報・意見交換を行うものとする。

（経費）

第5条 連携事業にかかる経費の負担は、甲・乙・丙が協議のうえ決定するものとする。

（秘密保持）

第6条 甲・乙・丙は、連携事業の実施にあたって知り得た秘密事項について、本協定の有効期間に関わらず、第1条の目的の為にのみ使用することとし、他の目的には使用しないものとする。ただし、次に掲げる事項についてはこの限りでない。

- （1） 相手方から開示されたときに既に公知となっていたもの、または相手方による開示後、自らの故意または過失によらずして公知となったもの。
- （2） 相手方から開示されたときに既に保有していたもの、または相手方による開示後、その情報を開示する正当な権限を有する第三者から受領したもの。
- （3） 相手方からの開示後に、相手方から受領した情報によることなく、独立して開発したもの。
- （4） 法令による開示を求められたもの。

- （5） 法令上守秘義務を負う者（官公庁、日本銀行及び証券取引所の役職員、弁護士及び公認会計士等）に開示を求められたもの。

（有効期間）

第7条 本協定の有効期間は、協定締結日から平成31年3月31日までとする。ただし、期間満了日の1ヶ月前までに、甲または乙または丙から書面による申出がない場合は、期間満了日から更に1年延長されるものとする。以後同様とする。

（協議事項）

第8条 本協定に関して疑義が生じた場合や、定めなき事項または変更の必要が生じた事項については、甲・乙・丙は誠意をもって協議し解決するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を3通作成し、甲・乙・丙署名、押印のうえ各自1通を保有するものとする。

平成27年2月6日